

従業員の「スキルアップ」を検討してみませんか？

在籍型出向を活用し、従業員のスキルアップを図る事業主様を支援する制度があります。

産業雇用安定助成金
(スキルアップ支援
コース) です。

対象となる在籍出向とは？

- 1 従業員の「スキルアップ」を目的とすること
 - 2 出向期間終了後、元の事業所に戻ってくること
 - 3 復帰後6カ月間の各月の賃金が、いずれも出向前の賃金より5%以上上昇していること
- ★ 固定給を基礎として1日当たりの賃金額を求め、比較します。(ガイドブックP7~8)

対象となる事業所とは？

★出向元事業所は生産要件がございません

- 1 出向元・先事業所：雇用保険適用事業所であること
- 2 出向元事業所：事業主都合による離職者がいないこと (ガイドブックP2)
- 3 出向先事業所：出向の受け入れに際した解雇等がないこと
雇用量の減少が少ないこと (ガイドブックP7)

対象労働者とは？

- 1 出向開始日の前日時点で、出向元事業所において雇用保険被保険者期間が6カ月以上ある従業員
- 2 期間の定めのない労働契約を締結している従業員

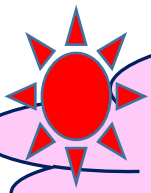
詳しい内容については
右記にご連絡ください。

千葉労働局 職業対策課 産業雇用安定助成金担当

★担当がご質問、ご相談に対応させていただきます。

☎043-441-3540

裏面に続きます。



コロナ禍の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、新規事業への進出や自社の従業員のスキルアップをご検討中の事業主様も当該助成金をご利用いただける場合がございます。（事業再構築補助金の交付を受けた事業主様も対象と
なる場合がございます。）

助成金の受給までの流れについて

1	自社が求めるスキルについて精査する	
2	出向先事業所を決定する	産業雇用安定センターではマッチングを無料で支援しています。 千葉市中央区弁天1-15-3 ☎043-216-3670
3	労働組合や従業員代表との間での出向協定の締結	(ガイドブックP33)
4	出向契約の締結	(ガイドブックP34)
5	出向予定者の決定 (同意が必要)	(ガイドブックP36)
6	出向計画届、スキルアップ計画を提出	(ガイドブックP26~30)
7	出向の実施 (出向期間は1カ以上2年以内)	
8	出向から復帰と賃金上昇	
9	支給申請	(ガイドブックP37~44)

助成の内容について

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	(イ) 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 (ロ) 出向労働者の出向前の賃金額 × 出向中の実労働日数 × 1 / 2 (ハ) イ) または ロ) の低い額に助成率をかけた金額 (最長1年間まで) (ニ) 雇用保険の基本手当日額の最高額 (現在は、¥8,355) × 出向中の実労働日数 助成額: (ハ) または (ニ) の低い金額	

★出向中の賃金は出向前の賃金と比べ、同額以上でなければなりません。

詳細は以下のQRコードからもご確認いただけます！



- ①スキルアップ支援コースガイドブック ※データ容量が大きいため、読み込みの際はご注意ください
- ②産業雇用安定センターホームページ
- ③千葉労働局 産業雇用安定助成金ホームページ

資本的、経済的、組織的関連性等からみて独立性がない事業主間での出向は対象になりません。

来局によるご相談にも対応させていただきますので、ご連絡ください。

千葉労働局 職業対策課 産業雇用安定助成金担当 ☎043-441-3540